

# ソフト基準省令及びガイドラインの方向性について

## ソフト基準案検討の基本的な考え方

- ① バリアフリー化された旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるよう、ハード基準と対応するかたちで  
バリアフリー設備の操作方法や維持管理に関する基準を設ける
- ② 人的対応を行うことを前提にハード基準を適用しないこととしている場合は、当該人的対応を適切に実施  
すべき旨の基準を設ける

等



## ソフト基準・ガイドラインそれぞれの規定内容

- ハード基準においては、高齢者、障害者等が公共交通機関を円滑に利用するための必要最低限の義務として、主に
  - ・バリアフリー設備を設置すること(例:〇〇を設置しなければならない。)
  - ・バリアフリーとして機能させるために必要最低限の構造の諸元(例:〇〇の幅は、〇〇cmでなければならない。)
 が規定されている。
- そのため、ソフト基準においては、バリアフリー設備の機能が十分に発揮されるよう、各設備の目的に合わせ、
  - ・バリアフリー設備を用いて役務の提供を行うこと(例:乗降用のスロープ等)
  - ・バリアフリー設備を用いて情報を提供(又は照度を確保)すること(例:運行情報提供設備、照明設備等)
  - ・バリアフリー設備を用いた役務の提供が行われるよう、人員を配置すること
 を、義務として規定する。
- 一方で、ソフト基準に規定した役務の提供の具体的なあり方について、今回作成するガイドライン(役務編)において示す。
- 更に、ガイドライン(役務編)においては、役務の提供に深く関連する内容として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及びその対応指針の具体的な内容を明記することにより、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の努力義務について更なる理解促進を図ることとする。